

第11回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ（令和8年3月10日）に関する委員・専門委員からの追加質疑・意見

令和8年6月17日
事務局

議題：スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方の検討について（フォローアップを含む）

No	質疑・意見	金融庁 回答
1	企業会計基準委員会（ASBJ）による公聴会において、意見を述べられた方が所属する企業や団体等を代表する立場での意見を述べられているのか、又は、個人の立場での意見を述べられているのかを確認し、回答いただきたい。	意見聴取の登壇者が、どの立場で発言されているかは必ずしも明らかではないが、冒頭発言において、所属する企業や団体等を代表する立場である旨を明示的に述べた者はいなかったと承知している。 他方、一部登壇者の冒頭発言において、個人の立場である旨を明示的に述べた者がいたことも承知している。
2	企業会計基準委員会（ASBJ）による公聴会において、個人の立場での意見を述べられている場合は、学識者や士業の方を除き、当該個人が所属する企業や団体等を代表する立場での意見を聴取すべきであると考え、金融庁の見解を御教示いただきたい。	公聴会の目的は、テーマ提案により会計基準の改善が見込まれるかどうかを評価するために、知見を有する者から情報収集を行うことであり、聴取される意見の内容こそが重要と理解している。 登壇者は、その知見を有する者として、テーマ提案者や関係団体から推薦された者であるため、所属する企業や団体等を代表する立場である必要はないと考えられる。
3	今後、（公財）財務会計基準機構（FA SF）や企業会計基準委員会（ASBJ）により、パブリックコメントなどの形で、のれんの非償却導入等について（公財）財務会計基準機構（FA SF）や企業会計基準委員会（ASBJ）の審議内容や公聴会での意見聴取内容などについて、意見や情報を募る場合は、企業会計基準委員会（ASBJ）による公聴会において聴取した意見が意見を述べられた方が所属する企業や団体等を	No. 2 でも回答したとおり、公聴会の目的に照らせば、登壇者の意見がどの立場であるかを明記する必要はないと考えられる。

	代表する立場での意見か、又は、個人の立場での意見かを明記すべきであると考え、金融庁はどのように考えているか。	
4	ワーキング・グループの場において、企業会計基準諮問会議における企業会計基準委員会への提案については、コンセンサスが得られたと議長が判断することが必要であるとされており、コンセンサスは「基本的には全員の同意というものを想定している」との発言があったところである。 他方、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」においては、会計基準の議決は委員の5分の3によるとされているところ、議決においても5分の3であるのに、その前段階の論点に関する検討では全員一致が求められているのは、整合性がとれていないのではないか。 金融庁としての見解を御教示いただきたい。	会計基準の開発・改正に関する決定の議決要件については、民間の会計基準設定主体において定められるものであり、当庁が監督する立場にはない。 なお、当庁としては、企業会計基準諮問会議における会計基準の開発・改正に関する決定は、会計基準の方向性を決定づける極めて重要な意思決定であることから、その方向性の範囲で細部を定める決定（会計基準の議決）に比べて、より慎重な意思決定プロセスが設けられているものと理解している。
5	日本成長戦略会議 第1回新戦略策定のための資産運用立国推進分科会（令和8年1月15日）資料2（内閣官房・金融庁資料）において、「企業経営者の更なる意識改革を促し、企業の「稼ぐ力」を高める。投資家の資金を成長投資に回し、企業価値を向上させ、従業員や投資家に成果を還元する役割を、企業が果たすことを促す。」との記載があるとおり、政府としては企業価値の向上を更に後押しすることとされている。こうした中、東証は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」（令和5年3月31日）において、自社の資本コストや資本収益性を的確に把握し、その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価することを求めている。市場評価を見る指標の中にP	主要な企業価値算定方法の1つであるインカムアプローチでは、企業が将来生み出すと期待されるキャッシュフローを現在価値に割引いて企業価値を算定するため、キャッシュアウトを伴わないのれんの定期償却は企業価値に影響を与えない。 公聴会において財務諸表利用者からは、どの会計基準が適用されていても、キャッシュベースの投資リターンに注目しているとの意見が聞かれたと承知している。

	ＢＲ（株価純資産倍率）も含まれると認識している。 このような前提の下、のれんを定期償却するという現行の日本会計基準を適用する企業がＰＢＲが大きい企業を買収する場合、償却すべきのれんが大きくなり、買収後に当該企業の営業利益は大きく圧迫され、ＲＯＥ（自己資本利益率）等の指標も悪化することが考えられる。特に、ＰＢＲが２倍を超える企業を買収する場合、被取得企業の純資産額を上回る額ののれんが計上されることとなり、営業利益の圧迫幅も大きくなることが考えられ、企業価値の向上を目指すという政府方針と非整合的ではないか。この点について、金融庁の見解を御教示いただきたい。	
--	---	--